

## はじめに

少子・高齢化の進行や経済のグローバル化・成熟化等、社会が変化していく中で、性別や年齢、国籍などに由来する様々な差別を解消し、人々が互いに知恵と力を出し合い、ともに未来を切り拓いていくことのできる社会の創造が求められています。

男女共同参画社会の形成は、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれたことが大きな契機となり、国際社会の取組とも連動しながら、着実に進められてきました。そして、平成11年に「男女共同参画基本法」が成立し、翌年には「男女共同参画社会基本計画」が策定され、男女が互いに人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、その個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな取組が総合的かつ計画的に推進されてきました。

県教育委員会においては、このような国の動向や県の「兵庫県男女共同参画計画—ひょうご男女共同参画プラン21ー」に基づき、教師用指導資料として「男女共同参画社会をめざす学校教育の実践に向けて」を作成し、男女共同参画の理念の正しい理解とともに指導の充実を図ってきました。

男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が必要であることから、国においては、これまでの取組を評価・総括し、平成17年12月、新たに「男女共同参画社会基本計画」(第2次)を策定しました。そして、この基本計画の中で、学校教育においては「人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図ること」、社会教育においては「男女が生涯を通じて個人の尊厳と男女平等の意識を高めるとともに、家庭生活の大切さを認識させる学習機会の提供に努めること」、これらの教育に携わる者については「男女共同参画の理念を理解するよう努めること」などの基本的な方向が示されました。また、男女共同参画の理念や「社会的性別」(ジェンダー)の視点の定義について誤解の解消に努め、わかりやすい広報・啓発活動を進めることも示されました。

県教育委員会では、学校や家庭、地域、職場等、あらゆる分野で男女平等を推進する教育・学習の充実を図る観点から、平成14年3月に作成した教師用指導資料を見直し、「学校教育の充実」「社会教育の充実」「管理職・指導者の人権意識の高揚」の三つの基本的な視点から、男女共同参画社会の実現に向けた今後の取組の方向性と、具体的な実践事例を掲載した本資料を作成しました。

男女共同参画社会の実現のためには、一人一人の人権意識の高揚と具体的な行動が求められています。学校教育・社会教育において、この資料を積極的にご活用いただき、身近なところから課題解決の一歩を踏み出していただくことを期待します。そして、男女が対等なパートナーとして共に生き生きと活躍できる環境を整えていくことが、「“美しい兵庫”をめざすこころ豊かな人づくり」につながるものと考えます。

最後になりましたが、この冊子を作成するにあたりご尽力をいただきました「男女共同参画社会に向けての教育資料検討委員会」の方々に心からお礼申し上げます。

平成19年3月

兵庫県教育長  
吉本知之